

— 農業委員会広報誌“さわやか”号外 —

農業者年金特集号

:::もくじ:::

新制度年金 ……1～2ページ

旧制度年金 ……3ページ

停止のこと ……4ページ

新制度年金について

充実した生活を送るためにも 農業者年金に加入しましょう！

少子・高齢化・財政事情の悪化などから、年金についての不安が広がっていますが、新しい農業者年金は、掛けた保険金と運用益を将来年金として受給できるので、財政状況に左右されない、これからの時代にぴったりの安心・安全な公的年金です。

**65歳の農業者の方の平均余命は
男性22年(87歳)、女性27年(92歳)**

老後はお金の心配をせずに暮らしたいもの

※日本人の平均余命は男性84歳、女性89歳となっており、農業者年金加入者の平均余命の方が長くなっています。

**こんなにかかる老後生活
(現金支出で年額約286万円)**

高齢農家世帯(世帯主が65歳以上の夫婦2人)の家計費は、現金支出で**月額約23万8千円**が必要となります。

**国民年金の支給額
(年額154万6千円)**

農業者の皆さんが加入している国民年金の支給額は、40年加入で**月額約6万4千4百円**、夫婦あわせて**月額約12万8千8百円**です。

国民年金だけでは足りないお金…

しっかり積立、がっちりサポート 安心して豊かな老後を **農業者年金をお勧めします！**

農業者年金に加入すれば ～農業者年金の支給額(年額)の試算～

加入年齢	納付期間	運用利回り2.5%の場合	
		男性	女性
20歳	40年	84.0万円	71.7万円
30歳	30年	55.8万円	47.6万円
40歳	20年	33.0万円	28.2万円
50歳	10年	14.7万円	12.6万円

(注) この試算は、通常加入で保険料月額2万円加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が1.05%となった場合の試算です。制度発足以降の12年度間の運用利回りの平均は、年率2.53%です。予定利率1.05%は、農林水産省告示(H26.4.1施行)により定められている率です。

どんな人が加入できるの？

農業者なら加入できます。

- 国民年金の第1号被保険者で(保険料納付免除者でないこと)
- 年間60日以上農業に従事する
- 60歳未満の方ならどなたでも加入できます

※加入された方は、国民年金の付加年金(月額400円)に加入する必要があります。

少子高齢化時代にちゃんともらえるの？

自ら積み立てた保険料と、その運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式」の公的年金で加入者数や受給者数に左右されない財政上安定した制度です。

保険料はどれくらいなの？

保険料は、将来の年金額を考えて自由に決められます。(月額20,000円から67,000円)
また、経済状況・ライフスタイルに応じて変更も自由です。

いつから、いつまで受給できるの？

農業者年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。(希望により、60歳の繰上げ受給も可能です。)

80歳までの保障がついた終身年金で、仮に80歳前に亡くなった場合は、80歳までに受け取るはずの金額を、死亡一時金として遺族が受け取れます。

メリットはあるの？

保険料の全額が社会保険料控除の対象になり、所得税・住民税が節税になります。

**農業者年金は
節税効果が高い！**

農業の担い手に、特別な支援はあるの？

農業の担い手として頑張っている方には、保険料の「国庫補助」があります。
保険料の国庫補助(政策支援)の要件は3つです。

- ① 納付期間が20年以上見込まれること(旧制度加入者はその期間も合算)
- ② 農業所得が900万以下であること
- ③ 下記の区分1～5のいずれかに該当する人

保険料の補助対象者と国庫補助額

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方満たすことを約束した者	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円 (3割)	—

※保険料の国庫補助を受ける期間の保険料は2万円で固定され、加入者が負担する保険料は2万円から国庫補助額を差し引いた金額となります。

これから

旧制度年金を受給しようと、 考えている方へ。

(昭和32年1月1日以前生まれの方で、一定の要件を満たした人)

■ 経営移譲年金 <まず農業委員会で農地の貸し借りを>

65歳までに農業を後継者、第三者に移譲することにより受給できる年金です。

60歳から受け取ることができますが、受給額は65歳から受け取るよりも減額されます。

手続きとしては、農地を貸す、市水稲助成金等の名義、共済名義、JA組合員名義、土地改良区名義、税務申告名義の変更などがあります。

後継者に移譲するときは、農地を残らず処分(貸借)しなければなりません、第三者に移譲するときは自家飯米用として10a未満の農地を残せます。

農地の処分(賃貸借)は農業委員会で申請しなければなりませんので、年金を受給したい年齢の1年前にはご相談にお越しく下さい。

■ 経営移譲年金(加算付)

経営移譲の相手によって、経営移譲年金に加算がつくことがあります。

相手方の要件は

- ◆ 個人の場合……60歳未満
年間150日以上農業に従事
国民年金第1号被保険者
- ◆ 法人の場合……農業生産法人、JA
農地中間管理機構

■ 老齢年金

65歳になれば経営移譲しなくても受給できる年金です。

(農業を続けながら、諸名義変更の必要もありません)

農業者年金の受給をお考えの方は、お早めに
農業委員会へご相談にお越しく下さい！



旧制度の経営移譲年金を受給している方へ

～農業者年金が停止される場合について～

農業を再開したとき

①農作物を出荷し対価をもらったとき

税申告で農業収入があると申告した場合も再開とみなされます。

②農地を買ったり、借りたり、または転用したとき

除外理由をのぞき、停止の原因になります。

→どんな場合が停止除外になるか事前にご相談ください。

③農業生産法人の組合員、社員または株主になったとき

貸し付けた農地が返還されたとき

特に後継者移譲した方は注意する必要があります。

貸借期限が切れてしまい、手続きをし忘れた場合も含まれます。

心配な場合はすぐにご相談ください。



すべての年金受給者は **現況届の提出** が必要です

老齢年金、経営移譲年金に関係なく年金を受給されている方は毎年6月に現況届の提出を忘れずに行う必要があります。

経営移譲年金受給者のかたは名義がきちんと変更されているか確認いたします。新規で後継者移譲された方については**名義変更**を忘れがちです。

特に翌年の税申告からは後継者名義で申告してください。

提出先：農業委員会事務局（加治川庁舎内）
豊浦支所・紫雲寺支所
北越後農協各支店（聖籠支店除く）

へ提出してください。



Q もし、経営移譲年金がとまってしまったらもう年金はもらえないの？



A 特例老齢年金が支給されることとなります。手続きは農協各支店へどうぞ。

◎年金の支払月◎

2月（11、12、1月分）

5月（2、3、4月分）

8月（5、6、7月分）

11月（8、9、10月分）

※10日に支払われます。

お問い合わせ 農業委員会事務局 ☎0254-33-3119(内線3236・3237)または北越後農協各支店まで